

「南区生活交通改善プラン」後期計画の策定延長について（報告）

南区生活交通改善プランとは

・「南区生活交通改善プラン」は、市全体の交通施策の基本方針であり上位計画でもある「にいがた都市交通戦略プラン（基本計画）」に基づき、区の公共交通の課題や実情に応じた交通施策などを2019年度に定めたものです。現在の（前期）計画の期間は2020年度から2023年度の4年間となっています。

計画名	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
にいがた都市交通戦略プラン 【基本計画】	基本方針 概ね2028年度を目標年次とする									
	具体的な取り組み 概ね2028年度までの10年間を計画期間とする ただし、大きな社会・経済状況の変化などにより、必要に応じ見直す									
にいがた都市交通戦略プラン 【実施計画】 注）実施計画については別途作成	2019～2022年度（4か年）を 計画期間とする				2023～概ね2028年度（6か年）を 計画期間とする					
	計画の着実な推進のため、社会・経済状況の変化を踏まえ、前期・後期計画での実施計画を策定し、具体的な取り組みを示す									



南区生活交通改善プラン前期計画の延長と後期計画の策定について

・「南区生活交通改善プラン」の上位計画である「にいがた都市交通戦略プラン」の「後期実施計画」は、昨年度末よりコロナ禍による影響を考慮するための調査、およびその結果を計画に反映させるべく作業を進め、2023年度中に改定する予定でした。しかし、新潟交通株式会社との新たな連携協定の締結に関する協議の進捗により、同連携協定の内容を計画に位置付ける必要が新たに生じ、改定作業に通常以上の期間を要したことから、2024年度中に策定・公表される予定です。

・これを踏まえ、「南区生活交通改善プラン」については、下記のとおりとさせていただきます。

- ①前期計画を2024年度末まで1年間延長。
- ②後期計画は「にいがた都市交通戦略プラン」の「後期実施計画」に即した内容とするため、2024年度中に検討を行い、計画の始期を2025年度とする。
- ③前期計画の2024年度に実施する事業内容は、2025年度からの後期計画を見据え、2023年度の実施内容をベースに決定するものとする。

※スケジュール詳細は裏面をご覧ください。

